

薬食総発第 0425001 号
平成 20 年 4 月 25 日

社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

有毒ガス発生事件に関する注意喚起について

医薬品の販売時の注意喚起及び適正使用については、かねてより種々ご配慮をいただいているところでありますが、最近、イオウを成分として含む入浴剤と酸性洗剤を意図的に混合させることにより、硫化水素ガスを発生させて自殺を企図し、その周囲で硫化水素ガスによる中毒事故を誘発する事件が発生したことにかんがみ、今般、下記のとおりとすることとしましたので、同種の事件の未然防止について、協力をお願いします。

記

イオウを成分として含む入浴剤の販売に当たっては、必要に応じて、身元及び使用目的について確認した上で行うこととし、使用目的が不審な者やあいまいな者等当該製剤の安全な取扱いに不安があると認められる者には、販売を差し控えること。特に、イオウを成分として含む入浴剤と同時に、酸性洗剤を購入しようとする者に対しては注意されたい。

なお、注意を呼びかけるために、個別具体的な製品名を薬局・薬店で掲示すること等は、自殺を企図する者等に対して動機づけを与えることにつながる危険性があるため、避けること。